

	課題	解決に向けた取組案	(参考) 平成30年度診療報酬・介護報酬改定
1	患者医療情報を医療職以外に提供することに躊躇。 (医療職→介護・福祉職)	医療職からの医療情報の提供ルールの明確化	(診) ① 退院時において、退院時共同指導ができない場合に限り、退院後の療養を支援する訪問看護ステーションや介護保険施設に対する情報提供を評価する。 ② 介護支援連携指導料を算定しない入院中の患者について、居宅介護支援事業者等に対する情報提供を行った場合に算定が可能となるよう、要件を見直す。
2	在宅医療・介護のケア方針決定にあたり、専門職間の連携がとれていない。	場の設定についてのマニュアル的なものの作成	(診) ○地域包括ケア病棟入院料及び療養病棟入院基本料について、在宅等からの患者の受入れに係る加算等の要件に、入院時に関係機関と連携し、治療方針に関する患者・家族の意思決定に対する支援を行う体制を構築することなどを追加する。
	ケアの方針を話し合う場がない。		
	医療職は、患者の生活状況を理解していない。	介護から医療への情報提供様式の作成	○在宅歯科医療における関係者との連携を推進する観点から、地域の医療や介護関係者との連携実績を施設基準に追加する等、在宅療養支援歯科診療所等の評価を見直す (介) ○医療機関との連携により積極的に取り組むケアマネ事業所について、入退院時連携に関する評価を充実するとともに、新たな加算を創設する。 ○ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔や服薬の状態等について、ケアマネから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。
	地域包括ケアシステムの趣旨を理解し、在宅医療や医療・介護連携に積極的に取り組む診療所が少ない。		
	歯科医師は、三郷独自の訪問歯科診療制度があるため、他職種との連携の必要性を感じていない。		
	病院の専門職は、退院患者の在宅での生活に配慮しようとする姿勢に乏しい。		
病院の専門職は、地域包括ケアシステムに対する理解に乏しく、在宅医療・介護関係者と連携を図ろうという姿勢があまりみられない。			

	課題	解決に向けた取組案	(参考) 平成30年度診療報酬・介護報酬改定
3	<p>状態悪化時に各専門職がどのように連携して対応するのか不明確。</p> <p>状態の変化についての連絡が来ず、対応が遅れる。</p> <p>状態急変時に医療職への連絡がとれず、医療職から適切な指示がない場合には、介護職は大きな不安を抱えることになる。</p>	状態悪化時に備えた共有シートの作成	(診) 往診料が算定可能となる場合がより明確となるよう算定要件を見直すとともに、緊急往診加算について、対象患者に看取り期の患者を追加する。また、夜間休日加算の取扱いを適正化する。
4	ケアの方針を調整するための会議が設定されても、他の業務があるため参加できない。	様式作成(1.2と関係)	(介・リハビリ) ○医療保険と介護保険のそれぞれのリハビリテーション計画書の共通する事項について互換性を持った様式を設けることとする。 ○リハビリテーション会議への医師の参加について、テレビ電話等を活用してもよいこととする。
5	<p>在宅患者の服薬支援が必要だが、どの専門職の業務なのかあいまい。</p> <p>医療職の明確な指示がないと、介護職による服薬支援は困難。</p>	ジェネリックの対応も含め、薬剤師の活用や服薬支援についてマニュアル的なもの作成	(診) かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料について、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行うかかりつけ薬剤師の取組を推進するため、同意取得時に薬剤師・患者双方のかかりつけ薬剤師の必要性の確認を要件とし、併せて同意取得の様式を整備する。
6	医師と訪問看護師のどちらかが訪問診療の必要性について判断をするのかあいまい。	往診医療機関と訪看STとの連携体制構築	(診) ○退院に向けた医療機関等と訪問看護ステーションの共同指導や連携に関する評価を充実させる。また、共同指導等の連携に関する評価について、特別の関係にある関係機関が連携する場合の取扱いを見直す。 ○患者が在宅から療養場所を変更する際に、患者に合わせた療養生活の支援が継続されるよう、医療機関が訪問看護ステーションと連携して医療機関等に情報提供を行う場合を評価する。 ○複数の医療機関が連携して在宅医療を提供する場合の訪問看護の指示に係る主治医の要件を見直す。

	課題	解決に向けた取組案	(参考) 平成30年度診療報酬・介護報酬改定
7	福祉職は、医療知識が不足しており、医療職と話がしにくい。	研修の企画	
	介護職は、医薬品に関する知識がないため、どのように対応してよいかわからない。		
	ケアマネジャーや訪問看護師では、知識・技術や調整能力の個人差が大きい。		
	各専門職とも、スキルアップが必要である。		